

広島大学大学院医系科学研究科放射線障害予防規程実施細則の全部を改正する細則を次のように定める。

令和元年7月29日

広島大学大学院医系科学研究科長 大段 秀樹

広島大学大学院医系科学研究科放射線障害予防規程細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院医系科学研究科放射線障害予防規程(令和元年7月29日研究科長決裁。以下「規程」という。)第4条の規定に基づき、規程の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設長)

第2条 施設長は、研究科担当の教授のうちから研究科教授会の議に基づき、研究科長が任命又は委嘱する。

2 施設長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 施設長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(管理運営委員会)

第3条 管理運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 施設長

(2) 研究科担当の教授のうちから9人

(3) 取扱主任者

(4) 管理担当者

(5) その他施設長が必要と認めた者若干人

2 委員は、研究科長が任命又は委嘱する。

3 第1項第2号及び第5号の委員の任期は、2年とし、4月1日に任命又は委嘱することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第1項第2号及び第5号の委員の再任は、妨げない。

第4条 管理運営委員会は、施設に関し次に掲げる事項を審議する。

(1) 管理運営の基本方針に関すること。

(2) 放射線障害の防止に関すること。

(3) 共同利用の基本方針に関すること。

(4) その他施設の運営に関すること。

第5条 管理運営委員会に委員長を置き、施設長をもって充てる。

2 委員長は、管理運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が旅行、疾病、その他の事故によりその職務を行うことができないときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(取扱主任者の役割分担)

第6条 取扱主任者を複数選任した場合、研究科長は取扱主任者の中から筆頭放射線取扱主任者(以下「筆頭主任者」という。)を指名する。

2 筆頭主任者は、規程第8条第3項に定める全ての職務を行うものとする。

3 筆頭主任者が出張、疾病その他の事故によりその職務を行えない場合、研究科長があらかじめ指名した取扱主任者がその期間中、職務の全てを行うものとする。

4 全ての取扱主任者が不在かつ代理者を選任できない場合、研究科長は、当該期間、RI等の使用を停止しなければならない。

(自主検査等)

第7条 規程第14条第1項に定める点検は、別記様式に掲げる項目に従って検査するものとする。

(動物実験)

第8条 施設における動物の取扱いについて以下に定める。

(1) 広島大学大学院医系科学研究科附属 RI 研究共同施設動物実験室における安全管理に関する対応手順書

(2) 広島大学大学院医系科学研究科附属 RI 研究共同施設飼養施設における標準操作手順書

(下限数量以下RIの管理区域外使用)

第9条 管理区域外使用区域で、下限数量以下RIを取り扱う者は、規程第11条の規定により放射線業務従事者として登録すること。

3 下限数量以下RIを管理区域外使用区域で取り扱おうとする者は、放射線業務従事者として健康診断、教育及び訓練を受けること。

4 管理区域外使用区域実験室は、あらかじめ許可を受けた場所に限る。また管理区域外使用区域には、下限数量以下RIを取り扱う実験室であることを表示し、注意事項を明示し遵守すること。

5 事業所への放射性同位元素の受入れ及び払出しは、全て施設の管理室で行う。

6 下限数量以下RIの取扱いに際しては、次の各号に従い安全に取り扱うこと。

(1) 管理区域外使用区域で取り扱うことができる核種及び数量は、別表第1に掲げるものに限り、施設の管理区域外使用区域全体におけるそれぞれの核種についての別表第2に掲げる下限数量との比の合計が1を超えないこと。それぞれの核種について、管理区域内における使用数量と管理区域外使用区域で使用する数量との合計が、別表第3に掲げる管理区域内における 1日最大使用数量を超えないこと。

(2) 使用状況の必要に応じて、各放射線業務従事者が使用できる 1日最大使用数量に限度を設けるので、それに従うこと。

(3) 管理区域外使用区域における下限数量以下RIを取り扱う者の氏名、実験場所、持ち出し核種、数量、使用の方法等を記載した実験計画書をあらかじめ管理室に提出し、取扱主任者の許可を得ること。

(4) 管理区域からの下限数量以下RIの持ち出しは、必要量のみとし、貯蔵施設からの出庫記録、管理区域からの持ち出し記録の両方を在庫管理システムに入力すること。当該日の持ち出し可能数量については、在庫管理システムで管理されており、持ち出し可能数量を超えて持ち出すことはできない。

(5) 下限数量以下RIを管理区域外使用区域に持ち出す際に、持ち出し年月日、核種、数量、定量方法、定量確認者を所定の帳簿に記録を行い、返却の際には返却日、返却者を所定の帳簿に記録すること。

- (6) 持ち出した下限数量以下RIの使用は持ち出し当日のみとし、それを超える場合は、あらかじめ実験計画書によって取扱主任者の許可を得ること。
  - (7) 管理区域外使用区域では、下限数量以下RIを投与した動物は1日を超えて飼育しないこと。それを超える場合は、あらかじめ実験計画書によって取扱主任者の許可を得ること。
  - (8) 管理区域外使用区域へ持ち出した下限数量以下RI等を、他の者へ譲渡しないこと。
  - (9) 管理区域外使用区域を使用する者は、放射線の量の測定及び汚染の状況の測定を、4月を始期とする3月を超えない期間ごとに1回行い、記録を管理室に提出すること。ただし、その期間内に下限数量以下RIを全く使用しなかった場合は、測定を省略する旨を記載して管理室に提出することができる。
  - (10) 管理区域外使用区域へ持ち出した下限数量以下RI等は、管理区域内で廃棄するか、又は管理区域の貯蔵施設に戻すこととし、管理区域外使用区域には保管しないこと。
- 7 下限数量以下RIの取扱いによって生じた汚染物は、管理区域に持ち帰り、規程第24条の規定に準じて分類し、保管廃棄設備に保管し、所定の帳簿に記録すること。
- 8 管理区域と管理区域外使用区域の間の下限数量以下RIの運搬は、規程第22条第1項の規定に準じて行うこと。
- 9 管理区域外使用区域で使用する下限数量以下RIの管理区域からの持ち出し、使用、廃棄及び管理区域外使用区域の汚染検査の結果は、所定の様式に記録し、管理室に保管すること。
- 10 取扱責任者は、管理区域外使用区域における下限数量以下RIの取扱いについて責任を持って行うこと。

(災害時の連絡体制)

第10条 規程第34条第1項、第35条第1項及び第3項並びに第36条第1項に定める災害時の連絡体制は、別表第4のとおりとする。

(災害時等の点検項目)

第11条 規程第35条第1項に定める点検項目は、別記様式のとおりとする。

(情報提供)

第12条 規程第37条第1項に定める情報提供は、財務・総務室広報部広報グループを通じて大学のホームページに同条第2項に定める情報を掲載することにより行うものとし、外部からの問合せに対応するため、財務・総務室広報部広報グループに問合せ窓口を設置するものとする。

2 規程第37条第3項に定める研究科長と協議を行う者は、取扱主任者、施設長、財務・総務室広報部広報グループ及びその他研究科長が必要と認めた者とする。

(事務)

第13条 施設に関する事務は、震地区運営支援部において処理する。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、施設の管理運営に関し必要な事項は、施設長が定める。

附 則

この細則は、令和元年9月1日から施行する。

別表第1(第9条第6項関係)

管理区域外使用区域で使用できる核種及び数量

核種	1日最大使用数量(MBq)
$^3\text{H}$	1000
$^{14}\text{C}$	10
$^{33}\text{P}$	100
$^{35}\text{S}$	100

別表第2(第9条第6項関係)

管理区域外使用区域全体における下限数量

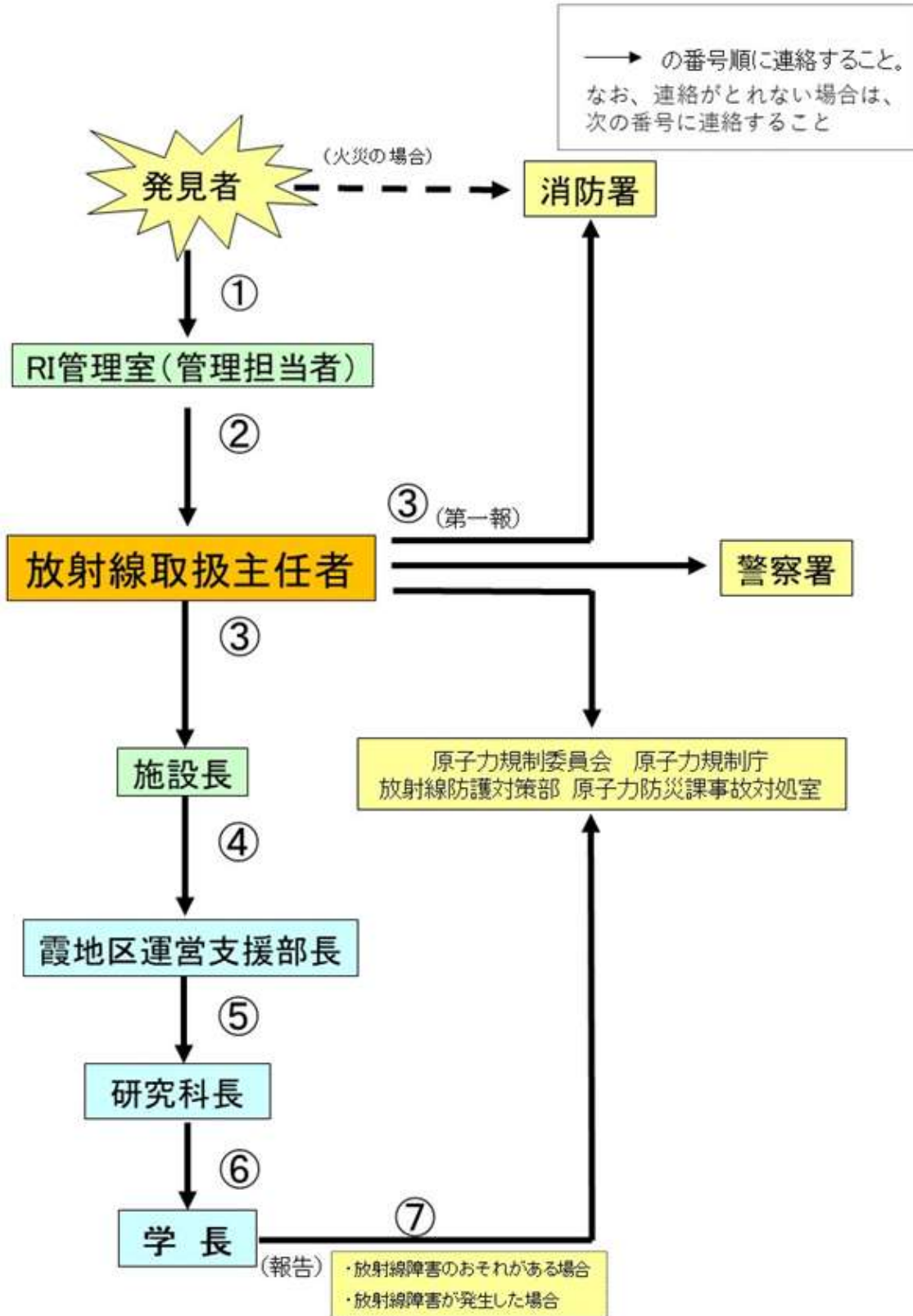
核種	数量(MBq)	濃度(MBq/g)
$^3\text{H}$	1000	1
$^{14}\text{C}$	10	0.01
$^{33}\text{P}$	100	0.1
$^{35}\text{S}$	100	0.1

別表第3(第9条第6項関係)

管理区域内における 1日最大使用数量

核種	1日最大使用数量(MBq)
$^3\text{H}$	1000
$^{14}\text{C}$	10
$^{33}\text{P}$	111
$^{35}\text{S}$	100

### 火災・地震等の災害が発生した時の連絡体制



別記様式(第7条, 第11条関係)

放射性同位元素等の使用施設等の自主点検に係る検査表

事業所名 広島大学大学院医系科学研究科

検査日時

検査担当者

点検表の検印 年 月 日	講じた措置の確認 年 月 日
放射線取扱主任者 印	印
施設長 印	印
研究科長 印	

I 施設及び設備

施設(共通事項)

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○ ×)	問題点, 講じた 措置及びその 日時	
1 位置等	地崩れ及び浸水のおそれがないか。(周囲での最近の発生状況)			
	事業所内の居住区域等に変更はないか。(事業所の境界, 構内の人の居住区域等)			
2 主要構造 部等	主要構造部等が耐火構造又は不燃材料造りとなっているか。			
	改修又は補修工事が行われていないか。			
3 遮へい	遮へいの構造, 材料, 寸法に変更はないか。			
	遮へい物に破損, き裂などの損傷はないか。			
	常時人が立ち入る場所の実効線量は $1\text{mSv}/\text{週}$ を超えていないか。(場所の測定の記録により確認。)			
	事業所境界, 事業所内居住区に対する実効線量が $250\mu\text{Sv}/3\text{月}$ を超えていないか。(場所の測定の記録により確認。)			
4 管理 区域	管理区域の区画に変更はないか。			
	区画等	管理区域の境界(フェンス等)に破損はないか。		
	線量等	管理区域境界の実効線量が $1.3\text{mSv}/3\text{月}$ を超えてはいないか。(場所の測定の記録により確認。)		
		管理区域の常時立ち入る場所における放射性同位元素の空气中濃度が, 濃度限度を超えてはいないか。(場所の測定の記録により確認。)		
		人が触れる物の表面の放射性同位元素の表面密度が密度限度を超えてはいないか。(汚染検査記録により確認。)		
	標識等	管理区域の境界について種類ごとに定められた標識等が付けられているか。(設置位置, 枚数につき申請書及び添付図面と照合)		
		標識等の脱落, 汚染又は色褪せ等はないか。		
管理区域等における注意事項は, 出入口の目に付きやすい場所に掲示されているか。				

汚染検査室

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点、講じた 措置及びその日 時
1 位置 等	位置及び区画に変更はないか。		
2 構造	汚染のおそれのある床、壁等に突起物、くぼみ、 目地すきま、き裂等はないか。		
3 洗浄 設備	流し、シャワー等に破損や故障はないか。		
	流し及び手洗器等の排水管、トラップ及び接続部 等から漏水又はその痕跡はないか。		
4 更衣 設備	作業衣、履物等は、整備されているか。		
	履物入れや衣服掛け等が整備されているか。		
5 除染 用具	手洗用石鹼、紙タオルが常備されているか。		
	モップ、ブラシ、洗剤は整備されているか。		
6 測定 器	承認申請書に記載された種類と台数の測定器が 備えられているか。		
	測定器は定期的に点検整備がされているか。		
7 標識 等	出入口またはその付近に「汚染検査室」の標識が 付けられているか。		
	設置位置は、承認内容(申請書)と合致しているか。		
	標識等の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は、入口の目に付きやすい場所に掲示し てあるか。		



貯蔵施設

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措置及びその日時
1 貯蔵施設の位置等	設置位置に変更はなかったか。(申請書及び添付図面)		
	出入口の特定防火設備に変更はなかったか。		
	出入口の扉は, 確実に閉鎖でき, 施錠できるか。		
	区画を貫通する給排気管の防火ダンパーに変更はなかったか。		
	壁面に遮へい機能に影響を及ぼすようなき裂やすきま等はないか。		
2 貯蔵容器	空気を汚染されるおそれのある放射性同位元素の容器は気密な構造か。		
	液体の放射性同位元素を保管する容器は, 液体がこぼれにくい構造で浸透しにくい材質か。		
	固体状又は液体状放射性同位元素を保管する容器の収納場所は汚染拡大防止のために受皿, 吸収材等が設けられているか。		
3 貯蔵能力	承認された種類・数量を超えて保管していないか。		
	貯蔵施設以外の場所で保管していないか。		
4 標識等	出入口またはその付近に「貯蔵室」の標識が付けられているか。		
	標識等の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示してあるか。		

作業室(試料調整室)

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措 置及びその日時
1 構造	汚染のおそれのある床, 壁等に突起物, くぼみ, 目地すきま, き裂等はないか。		
2 表面 材料	塗装床面に剥離や著しい摩滅はないか。		
3 フード	フード本体及び排水管等の接合部等に, き裂や腐食はないか。		
	フード開口部から空気が吸引されているか。		
	フード下の配管, トラップ等の接合部から漏水してないか。		
4 換気	作業室内空気は排気口やフードから排出されているか。		
5 標識 等	出入口またはその付近に「放射性同位元素使用室」の標識が付けられているか。		
	標識等の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示されているか。		

作業室(共通実験実習室)

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措 置及びその日時
1 構造	汚染のおそれのある床, 壁等に突起物, くぼみ, 目地すきま, き裂等はないか。		
2 表面 材料	塗装床面に剥離や著しい摩滅はないか。		
3 フード	フード本体及び排水管等の接合部等に, き裂や腐食はないか。		
	フード開口部から空気が吸引されているか。		
	フード下の配管, トラップ等の接合部から漏水してないか。		
4 流し, 手洗 い	流し, 手洗いに破損や故障はないか。		
	流し, 手洗いの排水管, トラップ及び接続部等から漏水又はその痕跡はないか。		
5 換気	作業室内空気は排気口やフードから排出されているか。		
6 標識 等	出入口またはその付近に「放射性同位元素使用室」の標識が付けられているか。		
	標識等の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示されているか。		

作業室(R I A免疫実験室)

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措 置及びその日時
1 構造	汚染のおそれのある床, 壁等に突起物, くぼみ, 目地すきま, き裂等はないか。		
2 表面 材料	塗装床面に剥離や著しい摩滅はないか。		
3 フード	フード本体及び排水管等の接合部等に, き裂や腐食はないか。		
	フード開口部から空気が吸引されているか。		
	フード下の配管, トラップ等の接合部から漏水してないか。		
4 流し, 手洗 い	流し, 手洗いに破損や故障はないか。		
	流し, 手洗いの排水管, トラップ及び接続部等から漏水又はその痕跡はないか。		
5 換気	作業室内空気は排気口やフードから排出されているか。		
6 標識 等	出入口またはその付近に「放射性同位元素使用室」の標識が付けられているか。		
	標識等の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示されているか。		

作業室(微生物実験室)

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措 置及びその日時
1 構造	汚染のおそれのある床, 壁等に突起物, くぼみ, 目地すきま, き裂等はないか。		
2 表面 材料	塗装床面に剥離や著しい摩滅はないか。		
3 フード	フード本体及び排水管等の接合部等に, き裂や腐食はないか。		
	フード開口部から空気が吸引されているか。		
	フード下の配管, トラップ等の接合部から漏水してないか。		
4 流し, 手洗 い	流し, 手洗いに破損や故障はないか。		
	流し, 手洗いの排水管, トラップ及び接続部等から漏水又はその痕跡はないか。		
5 換気	作業室内空気は排気口やフードから排出されているか。		
6 標識 等	出入口またはその付近に「放射性同位元素使用室」の標識が付けられているか。		
	標識等の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示されているか。		

作業室(神経薬理実験室)

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措置及びその日時
1 構造	汚染のおそれのある床, 壁等に突起物, くぼみ, 目地すきま, き裂等はないか。		
2 表面材料	塗装床面に剥離や著しい摩滅はないか。		
3 フード	フード本体及び排水管等の接合部等に, き裂や腐食はないか。		
	フード開口部から空気が吸引されているか。		
	フード下の配管, トラップ等の接合部から漏水してないか。		
4 流し, 手洗い	流し, 手洗いに破損や故障はないか。		
	流し, 手洗いの排水管, トラップ及び接続部等から漏水又はその痕跡はないか。		
5 換気	作業室内空気は排気口やフードから排出されているか。		
6 標識等	出入口またはその付近に「放射性同位元素使用室」の標識が付けられているか。		
	標識等の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示されているか。		

作業室(生体膜実験室)

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措 置及びその日時
1 構造	汚染のおそれのある床, 壁等に突起物, くぼみ, 目地すきま, き裂等はないか。		
2 表面 材料	塗装床面に剥離や著しい摩滅はないか。		
3 フード	フード本体及び排水管等の接合部等に, き裂や腐食はないか。		
	フード開口部から空気が吸引されているか。		
	フード下の配管, トラップ等の接合部から漏水してないか。		
4 流し, 手洗 い	流し, 手洗いに破損や故障はないか。		
	流し, 手洗いの排水管, トラップ及び接続部等から漏水又はその痕跡はないか。		
5 換気	作業室内空気は排気口やフードから排出されているか。		
6 標識 等	出入口またはその付近に「放射性同位元素使用室」の標識が付けられているか。		
	標識等の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示されているか。		

作業室(ウイルス実験室)

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措置及びその日時
1 構造	汚染のおそれのある床, 壁等に突起物, くぼみ, 目地すきま, き裂等はないか。		
2 表面材料	塗装床面に剥離や著しい摩滅はないか。		
3 フード	フード本体及び排水管等の接合部等に, き裂や腐食はないか。		
	フード開口部から空気が吸引されているか。		
	フード下の配管, トラップ等の接合部から漏水してないか。		
4 流し, 手洗い	流し, 手洗いに破損や故障はないか。		
	流し, 手洗いの排水管, トラップ及び接続部等から漏水又はその痕跡はないか。		
5 換気	作業室内空気は排気口やフードから排出されているか。		
6 標識等	出入口またはその付近に「放射性同位元素使用室」の標識が付けられているか。		
	標識等の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示されているか。		



作業室(体細胞遺伝実験室)

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措 置及びその日時
1 構造	汚染のおそれのある床, 壁等に突起物, くぼみ, 目地すきま, き裂等はないか。		
2 表面 材料	塗装床面に剥離や著しい摩滅はないか。		
3 フード	フード本体及び排水管等の接合部等に, き裂や腐食はないか。		
	フード開口部から空気が吸引されているか。		
	フード下の配管, トラップ等の接合部から漏水してないか。		
4 流し, 手洗 い	流し, 手洗いに破損や故障はないか。		
	流し, 手洗いの排水管, トラップ及び接続部等から漏水又はその痕跡はないか。		
5 換気	作業室内空気は排気口やフードから排出されているか。		
6 標識 等	出入口またはその付近に「放射性同位元素使用室」の標識が付けられているか。		
	標識等の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示されているか。		

作業室(動物実験室)

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措 置及びその日時
1 構造	汚染のおそれのある床, 壁等に突起物, くぼみ, 目地すきま, き裂等はないか。		
2 表面 材料	塗装床面に剥離や著しい摩滅はないか。		
3 流し, 手洗 い	流し, 手洗いに破損や故障はないか。		
	流し, 手洗いの排水管, トラップ及び接続部等から漏水又はその痕跡はないか。		
4 換気	作業室内空気は排気口やフードから排出されているか。		
5 標識 等	出入口またはその付近に「放射性同位元素使用室」の標識が付けられているか。		
	標識等の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示されているか。		

作業室(動物前室)

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措 置及びその日時
1 構造	汚染のおそれのある床, 壁等に突起物, くぼみ, 目地すきま, き裂等はないか。		
2 表面 材料	塗装床面に剥離や著しい摩滅はないか。		
3 流し, 手洗 い	流し, 手洗いに破損や故障はないか。		
	流し, 手洗いの排水管, トラップ及び接続部等 から漏水又はその痕跡はないか。		
4 換気	作業室内空気は排気口やフードから排出されて いるか。		
5 標 識 等	出入口またはその付近に「放射性同位元素使用 室」の標識が付けられているか。		
	標識等の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示 されているか。		

作業室(動物飼育室)

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措 置及びその日時
1 構造	汚染のおそれのある床, 壁等に突起物, くぼみ, 目地すきま, き裂等はないか。		
2 表面 材料	塗装床面に剥離や著しい摩滅はないか。		
3 流し, 手洗 い	流し, 手洗いに破損や故障はないか。		
	流し, 手洗いの排水管, トラップ及び接続部等から漏水又はその痕跡はないか。		
4 換気	作業室内空気は排気口やフードから排出されているか。		
5 標識 等	出入口またはその付近に「放射性同位元素使用室」の標識が付けられているか。		
	標識等の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示されているか。		

作業室(保管庫2前室)

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措 置及びその日時
1 構造	汚染のおそれのある床, 壁等に突起物, くぼみ, 目地すきま, き裂等はないか。		
2 表面 材料	塗装床面に剥離や著しい摩滅はないか。		
3 流し, 手洗 い	流し, 手洗いに破損や故障はないか。		
	流し, 手洗いの排水管, トラップ及び接続部等から漏水又はその痕跡はないか。		
4 換気	作業室内空気は排気口やフードから排出されているか。		
5 標 識 等	出入口またはその付近に「放射性同位元素使用室」の標識が付けられているか。		
	標識等の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示されているか。		

## 測定室1

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措 置及びその日時
1 構造	汚染のおそれのある床, 壁等に突起物, くぼみ, 目地すきま, き裂等はないか。		
2 表面 材料	塗装床面に剥離や著しい摩滅はないか。		
3 換気	作業室内空気は排気口やフードから排出されて いるか。		
4 標識 等	出入口またはその付近に「放射性同位元素使用 室」の標識が付けられているか。		
	標識等の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示 されているか。		

## 測定室2

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措置及びその日時
1 構造	汚染のおそれのある床, 壁等に突起物, くぼみ, 目地すきま, き裂等はないか。		
2 表面材料	塗装床面に剥離や著しい摩滅はないか。		
3 流し, 手洗い	流し, 手洗いに破損や故障はないか。		
	流し, 手洗いの排水管, トラップ及び接続部等から漏水又はその痕跡はないか。		
4 換気	作業室内空気は排気口やフードから排出されているか。		
5 標識等	出入口またはその付近に「放射性同位元素使用室」の標識が付けられているか。		
	標識等の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示されているか。		

暗室

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措 置及びその日時
1 構造	汚染のおそれのある床, 壁等に突起物, くぼみ, 目地すきま, き裂等はないか。		
2 表面 材料	塗装床面に剥離や著しい摩滅はないか。		
3 流し, 手洗 い	流し, 手洗いに破損や故障はないか。		
	流し, 手洗いの排水管, トラップ及び接続部等から漏水又はその痕跡はないか。		
4 換気	作業室内空気は排気口やフードから排出されているか。		
5 標識 等	出入口またはその付近に「放射性同位元素使用室」の標識が付けられているか。		
	標識等の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示されているか。		



保管廃棄設備(廃棄物保管庫1)

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措 置及びその日時
1 位置 等	位置, 構造及び材料に変更はなかったか。(申請書及び添付図面)		
	外部及び作業室等との間の, 壁, 扉及び間仕切り等に変更はなかったか。		
	扉の鍵は正常か。		
2 保管 廃棄容器	申請書に合致した種類の保管廃棄容器を使用しているか。		
	保管廃棄容器の腐食, き裂及び有害な損傷はないか。		
	変形等のため容器のふたの密封性が損なわれていないか。		
	液体廃棄物を収納する容器に劣化はないか。		
	液体廃棄物の容器の下に受皿や吸収剤等を置いているか。		
3 標識	保管廃棄設備には, 「保管廃棄設備」の標識が出入口及びその付近に付けられているか。		
	放射性廃棄物を収納した保管廃棄容器には, 「放射性廃棄物」の標識が容器表面に付けられているか。		
	標識の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
4 注意 事項	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示されているか。		

保管廃棄設備(廃棄物保管庫2)

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措 置及びその日時
1 位置 等	位置, 構造及び材料に変更はなかったか。(申請書及び添付図面)		
	外部及び作業室等との間の, 壁, 扉及び間仕切り等に変更はなかったか。		
	扉の鍵は正常か。		
2 保管 廃棄容 器	申請書に合致した種類の保管廃棄容器を使用しているか。		
	保管廃棄容器の腐食, き裂及び有害な損傷はないか。		
	変形等のため容器のふたの密封性が損なわれていないか。		
	液体廃棄物を収納する容器に劣化はないか。		
	液体廃棄物の容器の下に受皿や吸収剤等を置いているか。		
3 標識	保管廃棄設備には, 「保管廃棄設備」の標識が出入口及びその付近に付けられているか。		
	放射性廃棄物を収納した保管廃棄容器には, 「放射性廃棄物」の標識が容器表面に付けられているか。		
	標識の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		
4 注意 事項	注意事項は, 入口の目に付きやすい場所に掲示されているか。		

排気設備

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措置及びその日時
1 位置	設置位置に変更はなかったか。(申請書及び添付図面)		
2 排気 浄化装置	排気浄化装置の種類, 台数及び性能が承認内容(申請書の記載内容)に合致しているか。		
	腐食又は破損等がないか。		
	フィルタの装着枚数は, 承認内容(申請書の記載内容)に合致しているか。		
	フィルタは定期的又は適宜交換されているか。		
3 排風機	排風機の種類と台数及びモータの定格出力は, 承認内容(申請書の記載内容)に合致しているか。		
	排風機及びモータに異常音, 振動及び加熱がないか。		
	ベルト等に損傷や緩みはないか。		
4 排気管	作業室, フード等, 排気浄化装置, 排風機及び排気口間の排気管は確実に連結されているか。		
	排気管に腐食, き裂又は破損等はないか。		
	排気管にダンパーは, 設置されているか。		
5 排気口	排気口に腐食, き裂又は破損等がないか。		
	排気口付近に排気を阻害する障害物はないか。		
	排気モニターが正常に機能しているか。		
6 運転状況	管理担当者により, 日常の運転状況が管理されているか。		
	排気設備の作動状況に異常はないか。		
7 標識	排気浄化装置には「排気設備」の標識が装置表面に付けられているか。		
	排気管には, 「放射能表示」の標識及び流れの方向を示す「表示」が付けられているか。		
	標識, 表示の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		

排水設備

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措置及びその日時
1 位置	設置位置に変更はなかったか。(申請書)		
2 排水 浄化槽	排水浄化槽の材料, 構造, 台数等に変更はなかったか。(申請書)		
	排水浄化槽に, 腐食, き裂等はないか。		
	排水浄化槽及び接続配管等からの漏水はないか。		
	排液を採取する設備は, 正常に機能するか。		
	排水モニタが正常に機能しているか。		
	排水浄化槽の水位計は正常に作動するか。		
	排水設備のさくに破損等はないか。		
3 排水 管	排水管に, き裂, 破損又は取付け部に緩み等はないか。		
	溶接部, フランジ部からの漏水はないか。		
4 運転 状況	管理担当者により, 排水時の状況が管理されているか。(排水浄化槽の排液採取の適否, 放射性同位元素の濃度の測定状況は適切か。)		
	排水設備の作動状況に異常はないか。		
5 標識	排水浄化槽や排液浄化装置の表面に「排水設備」の標識が付けられているか。		
	排水管には, 「放射能表示」の標識及び流れの方向を示す「表示」が付けられているか。		
	標識の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		

焼却炉室(有機廃液焼却炉)

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措置及びその日時
1 位置・構造等	炉の構造, 材質, 焼却能力及び設置位置等に変更はないか。		
2 焼却炉	空気混合器, 排ガス冷却器, 洗浄塔等に所定の機能を低下させるような不具合, 変形及び損傷等はないか。		
	焼却炉本体, 排気管等にき裂や損傷はないか。		
	爆発的な燃焼の防止, 異常温度の制御, 冷却水喪失防止及び地震対策等の各安全装置が正常に作動しているか。		
	ブロー, ポンプ及び焼却炉本体の機能を維持するための周辺機器は, 正常に作動しているか。		
	焼却残渣の搬出口は, 汚染の広がりにくい構造を維持しているか。		
	焼却炉から発生する排気等は, 排気設備で処理しているか。		
	焼却炉から発生する排水等は, 排水設備で処理しているか。		
3 運転状況	管理責任者により, 焼却時の状況が管理されているか。		
	気体や灰の飛散はないか。		
	排気設備が運転され換気が正常に行われているか。		
	有機廃液の焼却について, 科学技術庁の安全指針の条件を守っているか。		
	運転・焼却記録は適切に記載されているか。		
4 標識	焼却炉室には「廃棄作業室」の標識が出入口に付けられているか。		
	排気管, 排水管には「放射能表示」の標識及び流れの方向を示す「表示」が付けられているか。		
	標識の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか。		

II 使用等及び記録

使用及び記録

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措置及びその日時
(1) 行為 基準	承認内容(核種, 使用数量, 使用目的, 使用方法等)の範囲が守られているか。(受入簿, 使用簿等により確認)		
	承認された使用場所以外で使用していないか。		
	指定された者以外の者が使用していないか。		
	実験台にポリエチレン濾紙をしいているか。		
	退出時, 人体及び作業衣, 履物, 保護具等人体に着用している物の表面の汚染を検査しているか。		
	放射性同位元素や汚染された物で基準を超えているものを管理区域外に持ち出していないか。		
(2) 記録	法定事項が記載されているか。		
	イ 使用に係る放射性同位元素の種類及び数量		
	ロ 放射性同位元素の使用年月日, 目的, 方法及び場所		
	ハ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名		
	記録の保存の状態(1年ごとの閉鎖)は適切か。		
	記録の保存期間(閉鎖後5年間)は適切か。		

保管及び記録

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点，講じた 措置及びその日 時
(1) 行為 基準	未承認の核種を所持していないか。		
	放射性同位元素は，貯蔵施設に保管されているか。		
	容器の材料は適切か。受皿，吸収材等は適切か。		
	保管数量と貯蔵施設の現有数量が合致するか。		
	保管個数と現有個数が合致するか。		
	保管数量は貯蔵能力以内であるか。		
	施錠の状況，鍵の管理は適切か。		
(2) 記録	法定事項が記載されているか。		
	イ 保管に係る放射性同位元素の種類及び数量		
	ロ 放射性同位元素の保管の期間，方法及び場所		
	ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名		
	記録の保存の状態(1年ごとの閉鎖)は適切か。		
記録の保存期間(閉鎖後5年間)は適切か。			

廃棄及び記録

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措置及びその日時
(1) 行為 基準	施錠の状況, 鍵の管理は適切か。		
	可燃物, 不燃物等の分類は適切か。		
	予防規程に従って廃棄されているか。		
	無機, 有機廃液容器の材料は適切か。劣化はないか。		
	廃液容器からの汚染の広がりを防止する措置がされているか。(受皿, 吸着剤等)		
	動物の乾燥, 処理, 保管は適切か。		
(2) 記録	法定事項が記載されているか。		
	イ 廃棄に係る放射性同位元素の種類及び数量		
	ロ 放射性同位元素の廃棄の年月日, 方法及び場所		
	ハ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名		
	記録の保存の状態(1年ごとの閉鎖)は適切か。		
	記録の保存期間(閉鎖後5年間)は適切か。		



放射性同位元素の運搬

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措置及びその日時
1 記録	法定事項が記録されているか。 イ 運搬の時期 ロ 運搬の方法 ハ 荷受人及び荷送人の氏名 ニ 運搬を委託された者の氏名 ホ 運搬に従事する者の氏名		

場所の測定及び記録

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措置及びその日時
(1) 線量測定	法定箇所放射線の量を測定しているか。		
	測定の時期, 頻度は適切か。		
	測定場所は適切か。		
	放射線測定器は定期的に校正を行っているか。		
	放射線測定器の作動は正常か。		
	測定結果は記載されているか。		
	測定結果に異常はないか。		
(2) 汚染状況	法定箇所汚染のチェックを実施しているか。		
	時期, 頻度は適正か。		
	測定の方法は適正か。		
	測定場所は適切か。		
	測定結果の解析は適正か。		
	測定結果は記載されているか。		
	測定結果に異常はないか。		
	汚染が発見されたときの措置は適正か。		
汚染除去作業終了後の確認は適正か。			
(3) 記録	記録の保存の状態は適切か。		
	測定の結果は次の法定項目とともに記録しているか。 イ 測定目的 ロ 測定箇所 ハ 測定者の氏名 ニ 放射線測定器の種類及び型式 ホ 測定方法 ヘ 測定結果		
	測定点を示す図面を添付しているか。		
	記録の保存期間(5年間)は適切か。		

被ばく測定及び記録

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措置及びその日時
(1) 被ばく測定	被ばく測定対象者全員を測定しているか。		
	放射線測定器を使用しているか。		
	放射線測定器の装着部位は男女とも適切か。		
	1 c m及び70 $\mu$ m線量当量について測定しているか。		
	放射線業務従事者等に対する測定評価は適切に行っているか。		
	一時的に立ち入る者に対する測定は適切に行っているか。		
	内部被ばくについて, 測定方法は適切か。		
	線量限度を超えた被ばくはなかったか。		
	線量限度を超えて被ばくした者に, 臨時健康診断を受けさせたか。		
(2) 記録	記録の保存の状態は適切か。		
	測定の結果は次の法定項目とともに記録しているか。 イ 測定対象者の氏名 ロ 測定者の氏名 ハ 放射線測定器の種類及び型式 ニ 測定方法 ホ 測定部位及び測定結果		
	測定結果の記録の写しは本人に交付しているか。		
	実効線量や等価線量は1月毎, 四半期毎及び年度毎に算定し, 記録しているか。		
	実効線量等の算定記録の写しは本人に交付しているか。		
	記録は永久保存しているか。		
20m S vを超えた場合は, 累積実効線量を記録しているか。			

健康診断及び記録

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措置及びその日時
1 受診者	健康診断実施対象者に漏れはないか。		
	健康診断の必要が生じた放射線業務従事者に対し, 遅滞なく実施されているか。		
2 問診	放射線の被ばく歴の有無が問われているか。		
	被ばく歴を有する者に対して, 必要事項が問われているか。		
3 検査 又は検診	必要な事項について実施されているか。		
4 臨時 健康診断	次の場合に健康診断を受けさせたか。 イ 放射性同位元素を吸入摂取, 経口摂取した者がいた場合。 ロ 表面密度限度以上の除染困難な皮膚汚染があった者がいた場合。 ハ 皮膚表面や創傷面が汚染し, 又は汚染されたおそれのある者がいた場合。 ニ 線量限度を超えて被ばくし, 又はそのおそれのある者がいた場合。		
5 記録	検査及び検診の法定事項が健康診断の都度記録されているか。 イ 実施年月日 ロ 対象者の氏名 ハ 健康診断を行った医師名 ニ 健康診断の結果 ホ 健康診断の結果に基づいて講じた措置		
	問診の法定事項が記入されているか。 イ 実施年月日 ロ 対象者の氏名 ハ 問診を行った医師名 ニ 放射線作業の場所, 期間及び内容 ホ 当該作業期間中の線量 へ 放射線障害の有無 ト その他被ばくの状況		
	記録の写しが健康診断を受けた者に対し, 交付されているか。		

	記録は永久保存しているか。		
--	---------------	--	--

教育訓練及び記録

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措置及びその日時
1 教育 訓練	新規放射線業務従事者に対する教育及び訓練は実施されているか。		
	放射線業務従事者に対する定期教育及び訓練は実施されているか。		
	一時立入者に対する教育及び訓練は実施されているか。		
	実施の頻度は適切か。		
	実施の時期は適切か。		
	法定項目について実施しているか。		
	法定時間数以上, 教育訓練を実施しているか。		
2 記録	教育及び訓練に関する次の項目が記録されているか。 イ 実施内容 ロ 実施年月日, 時間数 ハ 受講者の氏名, 所属 ニ 実施場所		
	教育及び訓練を省略する際の判断基準は明確か。		
	教育及び訓練を省略した場合, 省略理由は記録されているか。		
	記録の閉鎖は1年ごとに行われているか。		
	帳簿は5年間以上保存されているか。		
3 その他	講師の選任は適切か。		
	テキスト類はそろっているか。		

その他

(点検頻度：2回／年)

点検項目	留意事項	合否 (○×)	問題点, 講じた措置及びその日時
1 取扱の制限	指定した者に取り扱わせているか。		
2 危険時の措置	事故発生時及びその処理体制が確立されているか。		
	事故処理体制が危険時にスムーズに運用できるか。		
	事故, 危険時に対する訓練がされているか。		
3 予防規程	法定事項が規定されているか。		
	使用実態に合致しなくなっている点はないか。		
4 点検・記録	点検の細目, 頻度は適切か。		
	法定事項が記載されているか。		
	イ 点検の実施年月日		
	ロ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容		
	ハ 点検を行った者の氏名		
	研究科長への報告はなされているか。		